

「携帯電話を持ってATMへ」 と言われたら詐欺です！

- ◆ATMでは、自分の口座に入金させることはできません！
- ◆公的機関がお金を還付するためにATMに行くように指示することは絶対にありません！



県消費生活センターキャラクター
「ケロちゃん」



(政府広報オンラインより)

県内でも、公的機関を装った医療費や税金などの還付金詐欺の被害が発生しています。

少しでもおかしいと感じた場合は、すぐに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

※周囲の方は、ATMコーナーで携帯電話を使用しながら操作している高齢者等を見かけたら、声掛けと警察への通報をお願いします。

相談先（消費者ホットライン）〔188（いやや!）〕

最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。1人で悩まず相談しましょう！